

## 2019年度難病患者に対する医療等に関する法律に基づく 指定医（難病指定医・協力難病指定医）研修のお知らせ

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病患者が指定難病特定医療費の支給申請をする際に添付する診断書（臨床調査個人票）は、知事が指定した「指定医」（難病指定医、協力難病指定医）のみが作成できることとなりました。

「指定医」のうち「難病指定医」（新規申請用、更新申請用いずれの臨床調査個人票も記載できる医師）は、診断または治療に5年以上従事した経験のほか、専門医資格を有している者を除いては、都道府県が実施する研修を修了する必要があります。

この度、筑波大学附属病院では県の委託を受け、当研修を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

本研修を修了した場合、難病指定医または協力難病指定医の研修修了証の交付をいたします。

なお、難病指定医研修は、指定医資格の申請・更新のための受講に限らず研修を受講することができますことを申し添えます。

### 記

#### 1 日 時・場 所

令和元年6月9日（日） 筑波大学附属病院（つくば市天久保2-1-1）  
筑波大学医学専門学群棟 臨床講義室A  
（別添案内図）

令和元年10月27日（日）茨城県立中央病院研修棟会議室A  
（笠間市鯉淵6528）

※日時・場所・内容については別表をご参照ください。

#### 2 対 象

診断または治療に5年以上従事した経験があり、難病指定医または協力難病指定医を希望する者

- ・難病指定医（新規申請用、更新申請用いずれの臨床調査個人票も記載可能）
- ・協力難病指定医（更新申請用の臨床調査個人票のみ記載可能）

※「指定医」の種類及び要件については、別紙または県ホームページをご覧ください。

### 3 内 容

- (1) 制度概要及び各種手続きについて (12:30~13:40)
- ①難病の医療費助成制度について
  - ②難病の医療費助成に係る事務について
  - ③難病指定医の申請手続きについて
- (2) 代表的な疾病の診断について (13:40~16:50)
- ①免疫系難病について (代表的な疾病: 全身性エリテマトーデス等)
  - ②消化器系難病について (代表的な疾病: 潰瘍性大腸炎等)
  - ③神経難病について (代表的な疾病: パーキンソン病等)
  - ④血液系難病について (代表的な疾病: 血小板減少性紫斑病等)
- (3) 修了証交付 (16:50~17:00)
- ※難病指定医は (1) (2) とも受講が必要です。
  - ※協力難病指定医は、(1) の受講が必要です。

### 4 申込み方法

主たる勤務地の医療機関で出席者を取りまとめの上、別紙申込書により FAX にて申込先までお送りください。 (E-mail も受け付けます)

#### 申込先

筑波大学附属病院 病院総務部患者サービス課 難病医療センター

FAX 029-853-7581 (E-mail: nanbyou-c@un.tsukuba.ac.jp)

### 6 申込み締め切り 令和元年5月17日(金) / 令和元年10月11日(金) 必着

### 7 その他

- 原則、必要とされる課程を全て受講した場合に修了とします。途中退席等があった場合、再受講が必要となることもありますのでご注意ください。
- 修了証は、当日研修修了後に直接お渡しいたします。
- これから指定医の申請をされる方は、研修修了後、「指定医指定申請書」を主たる勤務先の医療機関の所在地を管轄する保健所にご提出ください。

### 8 お問い合わせ先

〒305-8576 茨城県つくば市天久保2-1-1

筑波大学附属病院病院総務部患者サービス課 難病医療センター 下条、吉田

TEL: 029-853-7580 FAX: 029-853-7581

E-mail: nanbyou-c@un.tsukuba.ac.jp

※詳細については筑波大学附属病院難病医療センター  
ホームページをご参照お願いします。

<http://www.hosp.tsukuba.ac.jp/outpatient/facility/nanbyou/>

別表：日時・場所・内容について

内容	1 回目	2 回目
日時	令和元年 6 月 9 日 (日)	令和元年 10 月 27 日 (日)
	12 : 30~17 : 00 (受付	12 : 00~12 : 30)
申込締切日	令和元年 5 月 17 日 (金)	令和元年 10 月 11 日 (金)
場所	筑波大学附属病院 (つくば市天久保 2-1-1) 筑波大学 医学専門学群棟 臨床講義室 A (別添案内図のとおり)	茨城県立中央病院 (笠間市鯉淵 6528) 研修棟会議室 A (別添案内図のとおり)
受付	12 : 00~12 : 30	
研修内容 研修(1) 12:30~13:30 講師	(1) 制度概要及び各種手続きについて ①難病の医療費助成制度について ②難病の医療費助成に係る事務について ③難病指定医の申請手続きについて 講師 (茨城県保健福祉部疾病対策課職員)	
13:30~13:40	<b>*協力難病指定医については(1)終了後に修了証を交付する。</b>	
研修(2) ① 13:40~14:20 講師	(2) 代表的な疾病の診断について (13 : 40~16 : 50) ① 免疫系難病について (代表的な疾病 : 全身性エリテマトーデス等)	
	国立大学法人筑波大学 医学医療系内科 准教授 松本 功 先生	筑波大学医学医療系 茨城県地域臨床教育センター 准教授 後藤 大輔 先生
② 14:30~15:10 講師	② 消化器系難病について (代表的な疾病 : 潰瘍性大腸炎等)	
	茨城県立中央病院医療局 消化器内科部長 五頭 三秀 先生	国立大学法人筑波大学附属病院 病院教授 溝上 裕士 先生
③ 15:20~16:00 講師	③ 神経難病について (代表的な疾病 : パーキンソン病等)	
	茨城県立医療大学 医科学センター 教授 河野 豊 先生	茨城県立中央病院医療局 神経内科部長 小國 英一 先生
④ 16:10~16:50 講師	④血液系難病について (代表的な疾病 : 血小板減少性紫斑病等)	
	国立大学法人筑波大学附属病院 病院教授 長谷川 雄一 先生	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター 血液内科 副院長 米野 琢哉 先生
16:50~	修了証交付、閉会	

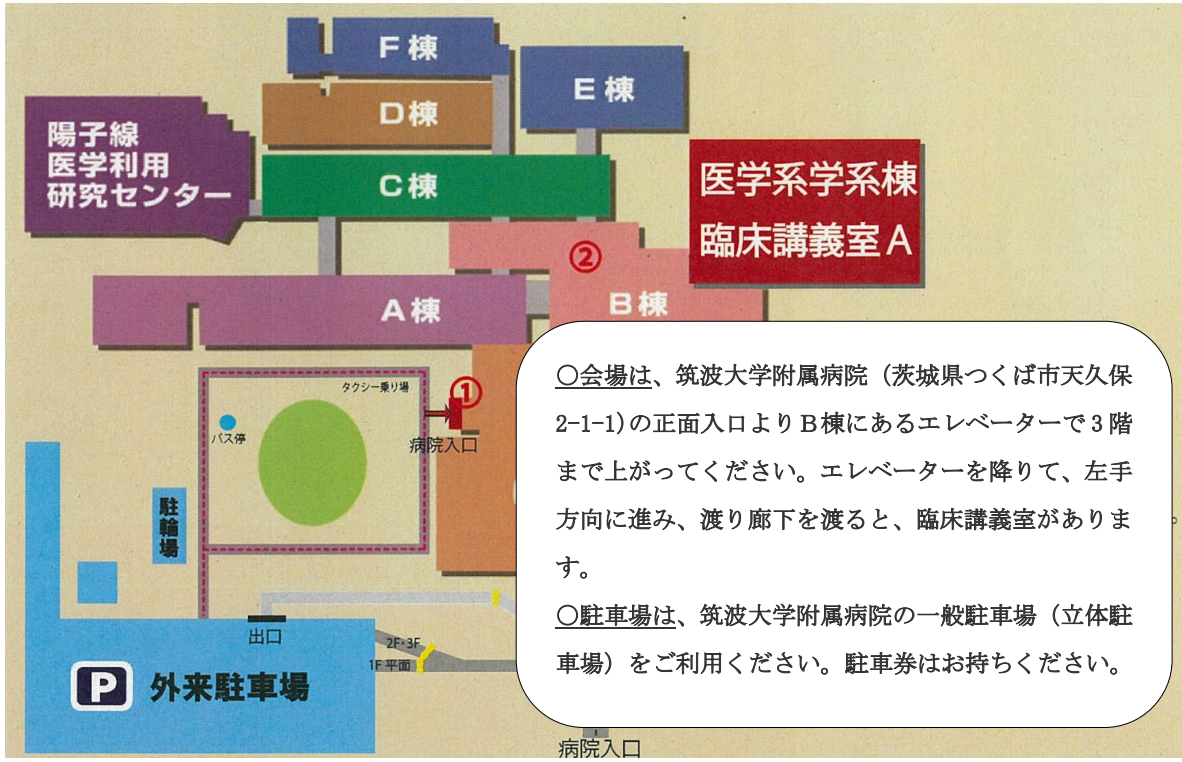
※研修(2)の順番は都合により変更する場合があります。

1回目または2回目のどちらか1回の研修を受講してください。

# 研修会会場について

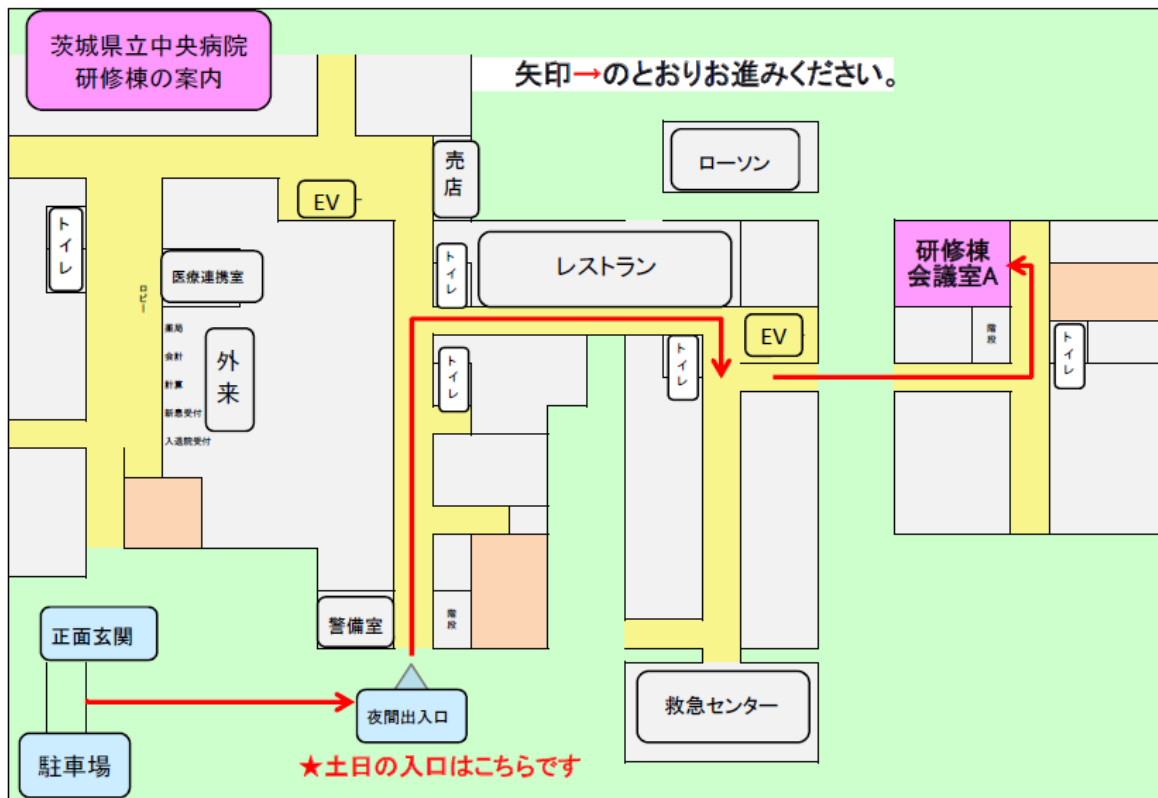
6月9日開催

筑波大学 医学専門学群棟 臨床講義室A



10月27日開催

茨城県立中央病院 研修棟会議室A（笠間市鯉淵 6528）



「難病特別対策推進事業実施要綱」より

## 難病指定等研修におけるカリキュラム及び時間

※難病指定医の研修は、全ての項目を含むように研修を行うものとする。

協力難病指定医の研修は、3を除く項目を全て含むように研修を行うものとする。

### 1 難病の医療費助成制度について (1 時間)

- ・ 難病の医療費助成制度、難病患者のデータ登録についての理解を深める内容とする。
- ・ 難病指定医等の職務を理解する内容とする。
- ・ 医療費助成制度における診断基準、重症度分類、臨床調査個人票等について理解する内容とする。
- ・ 指定医療機関療養担当規定の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。
- ・ 医療費助成制度のほか、難病相談支援センター等難病に関する相談体制、保健所を中心とした「難病対策地域協議会」を通じた患者支援、障害福祉サービスによる支援、「難病患者就職サポーター」等の就労支援等、地域における難病患者支援について理解する内容を含むことが望ましい。

### 2 難病の医療費助成に係る実務について (0.5 時間)

- ・ 難病指定医等が行うべき実務について知識を深め、診断基準等に沿って適切に臨床調査個人票の記入を行うなどの内容とする。
- ・ 必要な検査の実施や診断が困難で、臨床調査個人票が十分に記載できない場合に、適切な他の難病指定医を紹介できるよう、難病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。

### 3 代表的な疾患の診断等について (4.5 時間)

- ・ 代表的な疾患に係る疾患概要や診断基準、重症度分類、臨床調査個人票、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。
- ・ 対象とする疾患や内容については、受講者の実態に応じてできる限り実践的なものになるよう留意すること。
- ・ 難病及び小児慢性特定疾病に係る小児期から成人期への移行・連携に関する内容を含めることが望ましい。
- ・ 研修の内容を補うテキストを紹介、配布するとともに最新の情報を収集する手法についての内容を含めること。

### 4 難病指定医等の申請手続について

- ・ 難病指定医等の申請手続について周知するとともに、研修修了に併せて申請手続を実施できる体制とすることが望ましい。

# 指定医について

## 1. 指定医の要件

区 分	要 件	患者の <b>新規</b> の認定の際 に必要な 診断書の 作成	患者の <b>更新</b> の認定の際 に必要な 診断書の 作成
<b>難病指定医</b>  1 あるいは 2 を満たす こと	1 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、 <u>申請時点において、関係学会の専門医の資格を有していること。</u>  2 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修(※)(県の実施する研修)を修了していること。 ※1～2日程度の研修	○	○
<b>協力難病指定医</b>	診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修(※※)(県の実施する研修)を修了していること。 ※※1～2時間程度の研修	×	○

## 2. 指定医の役割

- 難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成すること
- 患者データ（診断書の内容）を登録管理システムに登録すること

（指定医の職務）指定医は、指定難病の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する臨床調査個人票の作成の職務並びに法第3条第1項の規定に基づき国が講ずる難病に関する情報の収集に関する施策に資する情報の提供の職務を行うこと。

## 3. 指定の有効期間

「指定医」の指定は、5年ごとの更新制とする。

【専門医リスト】

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)専門医 周産期(母体・胎児)専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄病専門医
日本集中治療医学会	集中治療専門医

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
	放射線診断専門医
	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医

2019年5月1日追加

認定機関	専門医の資格
日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本専門医機構	消化器内視鏡専門医